

災害時における飲料の提供等に関する協定書



長 万 部 町

サントリーフーズ株式会社

災害時における飲料の提供等に関する協定書

長万部町(以下「甲」という。))とサントリーフーズ株式会社(以下「乙」という。))は、次のとおり協定を締結する。

【目的・協力内容】

第1条 災害時における飲料の提供、災害時用備蓄飲料の提供など、町民の安心・安全を確保することを目的とし、乙は次の内容について甲に協力をするものとする。

(1) 緊急時飲料提供自動販売機(以下、「自販機」という。)の設置による自動販売機内在庫飲料の無償提供。

(2) 災害時備蓄用飲料水(天然水 南アルプス2Lペット)120本の無償提供。

※緊急連絡先 (011)746-3701 サントリーフーズ(株)業務課長

他連絡先別紙添付

【協力内容の詳細に関する事項】

第2条 前項の(1)に規定する自販機については、別途利用細則を定めるものとする。前項の(2)に規定する災害時備蓄用飲料水については、賞味期間が24ヶ月であることから、賞味期限内において使用されなかった場合は、乙が無償交換するものとする。

【緊急時飲料提供自動販売機の管理】

第3条 甲は、設置された自販機の保全に協力する。乙は、以下のとおり自販機による商品販売業務を行い、商品の搬入その他で甲の通常業務に支障を与えないように努める。

- (1) 自販機の設置、撤去及び保全・補修等の管理
- (2) 自販機で販売する商品の数量・品質等の管理、自販機への補充
- (3) 自販機内部にある売上代金・釣銭の管理
- (4) 自販機の故障・品切れ等で連絡があった場合の速やかなる対処

乙は、この協定における自販機管理、自販機を使用した商品販売等の業務を乙の任意に指定した業者に代行させることができ、甲はこれを了承するものとする。

【緊急時飲料提供自動販売機の設置場所】

第4条 緊急時飲料提供自動販売機の設置場所は、詳細別紙添付とする。

【有効期間】

第5条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲又は乙から協定解消の申出がない限り、継続するものとする。

【協議】

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

2014年 6 月 〃 日

甲) 北海道山越郡長万部町字長万部453番地1
長万部町

長万部町長 白井 捷一



乙) 東京都中央区京橋3丁目1番1号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役 土田 雅人



緊急時飲料提供ベンダー（ワイヤー式） 利用細則

（目的）

1. この緊急時飲料提供ベンダー 利用細則は、設置主の緊急時における飲料水確保の一環としてサントリーフーズ株式会社（以下弊社という）が設置する「緊急時飲料提供ベンダー」の緊急時における利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

1. 「緊急時飲料提供ベンダー」とは、平常時は通常の飲料販売用自動販売機として設置主もしくは弊社の指定業者が一般消費者に清涼飲料水（以下商品という）を販売し、緊急時は設置主の同意のもと自動販売機に収納されている商品を取り出すことができる、弊社が所有もしくは管理する自動販売機をいう。
2. 「設置主」とは、緊急時飲料提供ベンダーの設置する場所を提供した当該場所を適法に所有もしくは管理する者で、弊社と「緊急時飲料提供ベンダー設置契約書」を取り交わした者をいう。
3. 「緊急時」とは、地震・噴火・津波・台風等の発生により被災地へ向かう交通網が麻痺し水道・電気等のライフラインが絶たれたときを指す。
4. 「緊急使用」とは、専用キーにて緊急時飲料提供ベンダーのドアを開き、ベンドメカに直結したワイヤーを引くことで、緊急時飲料提供ベンダー内部に収容されている商品を取り出すことをいう。

（使用）

1. 設置主は、緊急時に緊急時飲料提供ベンダーを緊急使用することができる。なお、緊急使用については設置主において行うのを原則とするが、設置主の同意があれば誰が作業を行うかを問わない。
2. 緊急使用により緊急時飲料提供ベンダーから商品が取り出された場合、設置主は以下の用途にて商品を使用することができる。
 - ・ 緊急時飲料提供ベンダーが設置された建物内に取り残された者、日常生活に支障をきたして同建物に避難してきた被災住民、もしくは同建物に避難してきた旅行者等 被災者への飲料水としての提供。
 - ・ 緊急時飲料提供ベンダーが設置された建物内で勤務し、災害復興支援活動もしくは医療救護活動に携わる者への飲料水としての提供。
 - ・ 緊急時飲料提供ベンダーが設置された建物において、国（自衛隊を含む）、道、市町村もしくはボランティアによる防災組織等が組織された場合の、防災組織事務局への飲料水としての提供。
 - ・ 設置主に対して、国、道もしくは市町村からの緊急物資提供依頼があった場合の、設置主の判断により行う国、道、市町村への提供。
 - ・ その他、設置主が弊社に連絡し、弊社承諾のうえで実施する提供。
3. 前条に基づき商品が使用された場合、弊社はこれを無償で提供する。
4. 緊急時もしくは災害が発生して通信が途絶える等で設置主に連絡が取れないため、設置主の同意なく緊急時飲料提供ベンダーが緊急使用され商品が使用された場合は、後日その使用内容や使用状況を確認したうえで、設置主と弊社で協議を行いそれぞれの商品費用の負担割合を決定する。
5. 設置主は、緊急時飲料提供ベンダーを緊急使用するかもしくは緊急使用に同意した場合には、遅滞なく弊社もしくは弊社の指定業者に連絡する。

（責任範囲）

1. 本利用細則に基づいて緊急時飲料提供ベンダーが緊急使用された場合、弊社は当然に、設置主、緊急使用した者、その他何人に対しても緊急時飲料提供ベンダーの使用料、修理費用、原状回復費用、損害賠償等、名称を問わず何等の請求も行わない。
2. 緊急時飲料提供ベンダーによる商品提供は十分な数量の飲料水の提供を保証するものではなく、緊急時飲料提供ベンダーに十分な数量の飲料水が収納されていない場合でも、弊社に供給の義務はないことを確認し、設置主は当該事由に基づく損害賠償請求を行うことはできない。
3. 緊急時でないにも関わらず緊急時飲料提供ベンダーが緊急使用され商品が取り出された場合、設置主はその状況を直ちに弊社もしくは弊社の指定業者に連絡し、弊社もしくは弊社の指定業者が当該行為を器物損壊もしくは窃盗事件として警察に被害届の提出もしくは告訴の届出を行うことを承諾するものとする。

以上